

(仮称) 稲庭岳風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、日立造船株式会社が、岩手県二戸市において、最大で総出力180,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく岩手県指定鳥獣保護区、林野庁により緑の回廊に設定された森林、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成13年青森県条例第71号）に基づく馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域及び岩手県自然環境保全指針（平成11年3月、岩手県生活環境部自然保護課）に基づく「優れた自然」評価図において重要性が高いと区分された地域が存在しており、自然環境の保全上重要な地域である。加えて、同区域及びその周辺は希少猛禽類の生息が確認されており、ガン・カモ類等の渡り経路となっている可能性もあることから、本事業の実施に伴い、これらの環境保全上重要な地域及び鳥類等への影響が懸念される。

また、本事業の事業実施想定区域には、既設風力発電設備等が存在するため、風力発電設備等の設置が困難な区域が含まれている。さらに、他の2事業者による、環境影響評価を実施中の風力発電事業に係る対象事業実施区域が広範に含まれている。そして、事業実施想定区域における風力発電設備等の設置位置次第では、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響等の重大な環境影響が懸念される。加えて、今後の環境影響評価の段階においては、重大な環境影響の回避又は極力低減に向けて、明確な根拠に基づく十分な検討が必要不可欠である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

特に本配慮書において、事業実施想定区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置位置次第では、重大な環境影響が懸念されることから、下記区域を除外すること。

- ・騒音等及び風車の影に関して生活環境への重大な影響が避けられない住居及びその他環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）及びその近傍
- ・重要な自然環境がまとまって存在するなど、その改変により生態系への重大な影響が避けられない区域

- ・主要な眺望点からの景観への重大な影響が避けられない区域
 - ・人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が避けられない区域
- また、風力発電設備等の設置が困難である既設風力発電所の区域を除外すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域では、他の2事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、今後の本事業に係る手続中に、事業者間での協議・調整を踏まえて本事業の内容が変更になった場合、新たな環境影響の発生、環境影響の増加及びそれら環境影響が適切に評価されない可能性が懸念される。このため、他事業者との情報共有・情報収集を行い、そこで得られた情報を考慮した上で、対象事業実施区域を含め、実現可能な事業の内容を検討し、方法書に記載すること。

また、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。

(3) 事業計画の抜本の見直し

1. (1) 及び (2) 並びに 2. (1)、(3)、(4) 及び (5) により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等からさらに離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

事業実施想定区域には、第3回自然環境保全基礎調査（昭和58～平成元年、環境庁）において、非火山性高原とされている「白樺野」「高曲原」が含まれており、本事業の実施により、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風

力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な地形及び地質への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、重要な地形及び地質への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、住居等への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等からさらに離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類の生息が確認され、ガン・カモ類等の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するよう、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）等を踏まえて行うこと。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、第3回自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、緑の回廊及びそれから連続性を持った森林、水源かん養保安林及び岩手県自然環境保全指針の「優れた自然」評価図で保全区分A又はBとされた地域等が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、緑の回廊及びそれから連続性を持ち動植物の移動経路を確保する上で重要な森林について、既存道路等を活用することにより、これら森林の分断を回避すること。また、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域には、主要な眺望点である稲庭岳及び稲庭高原等が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え、地域住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、稲庭岳、稲庭高原等が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音等、風車の影、景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、稲庭岳キャンプ場、稲庭岳の山頂・登山道等をはじめとする重要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避すること。また、設置者、管理者及び利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備からの離隔距離を確保すること等により、影響を回避又は極力低減すること。